

岩手県告示第542号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北農政局北上土地改良調査管理事務所長から次のとおり通知があった。

令和8年10月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 盛岡市洪民字長渡地内ほか
- 2 公共測量を実施する期間 令和8年9月7日から同年12月9日まで
- 3 実施する公共測量の種類 基準点測量